【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【中間会計期間】 第23期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社エスクリ

【英訳名】 ESCRIT INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 渋谷 守浩

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町6番1号

【電話番号】 050-1743-3418

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 吉瀬 格

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町6番1号

【電話番号】 050-1743-3418

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 吉瀬 格

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期 中間連結会計期間	第23期 間中間連結会計期間 第22	
会計期間		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	(千円)	11,457,107	10,414,824	26,179,324
経常利益又は経常損失()	(千円)	467,738	1,234,768	700,223
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 中間純損失()	(千円)	324,038	786,296	314,018
中間包括利益又は包括利益	(千円)	323,349	785,584	329,597
純資産額	(千円)	5,768,599	5,335,961	6,271,545
総資産額	(千円)	22,068,594	20,519,444	21,329,848
1株当たり当期純利益 又は1株当たり中間純損失()	(円)	35.12	69.34	1.04
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	26.1	26.0	29.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	744,600	836,503	926,336
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	54,566	222,933	198,469
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	484,213	310,003	1,312,909
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	5,158,283	4,072,456	4,375,566

- (注) 1 . 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
 - 2.第22期中間連結会計期間及び第23期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、ブライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当中間連結会計期間の経営成績は、売上高10,414百万円(前年同期比9.1%減)、営業損失1,165百万円(前年同期は416百万円の損失)、経常損失1,234百万円(前年同期は467百万円の損失)、親会社株主に帰属する中間純損失786百万円(前年同期は324百万円の損失)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(ブライダル関連事業)

各アイテムのランクアップ提案を実施したこと、値引きを抑制したことにより前期に引き続き単価が堅調に推移したものの、前期受注数の影響により施行数が減少し前年同期比では減収となり、ブライダル関連事業の売上高は8,286百万円(前年同期比14.7%減)、セグメント損失は802百万円(前年同期は169百万円の損失)となりました。

(建築不動産関連事業)

工事の取扱い及び不動産販売が増加したことにより売上高が増加したものの、物価上昇の影響により原価率が悪化し減益となりました。結果、建築不動産関連事業の売上高は2,128百万円(前年同期比22.1%増)、セグメント利益は31百万円(前年同期比59.0%減)となりました。

当中間連結会計期間末における資産総額は20,519百万円となり、前連結会計年度末より810百万円減少しております。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産が434百万円減少したこと、リース投資資産が557百万円減少したこと、繰延税金資産が452百万円増加したこと等によるものであります。負債総額は15,183百万円となり、前連結会計年度末より125百万円増加しております。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が267百万円増加したこと、契約負債が418百万円増加したこと、長期借入金が466百万円増加したこと等によるものであります。純資産は5,335百万円となり、前連結会計年度末より935百万円減少しております。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失786百万円を計上したこと等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ303百万円減少し、4,072百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は836百万円(前年同期は744百万円の収入)となりました。その主な内訳は税金 等調整前中間純損失1,179百万円、減価償却費435百万円、売上債権の減少額682百万円があったこと等によるもの であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により得られた資金は222百万円(前年同期は54百万円の支出)となりました。その主な内訳は有形固定資産の取得による支出117百万円、敷金及び保証金の差入による支出124百万円、リース投資資産の売却による収入515百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は310百万円(前年同期は484百万円の支出)となりました。その主な内訳は短期借入金の純減少額200百万円、長期借入れによる収入1,900百万円、長期借入金の返済による支出1,166百万円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5)施行、受注及び販売の実績

施行実績

当中間連結会計期間の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	施行件数(組)	前年同期比(%)
ブライダル関連事業	1,984	79.8

受注状況

当中間連結会計期間の受注件数及び残高の状況は、次のとおりであります。

区分	受注件数(組)	前年同期比 (%)	受注件数残高(組)	前年同期比 (%)
ブライダル関連事業	2,449	88.8	3,310	96.4

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	45,648,000	
A 種種類株式	3,000	
計	45,648,000	

(注) 当社の各種類株式の発行可能株式総数の合計は45,651,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数 45,648,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,786,500	13,786,500	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式であり、株主というでは、 り、株主というでは、 利内容に何ら限定のない当なには式でありない当なる株式であります。 また、1単元の株式 数は100株でありま。
A 種種類株式	3,000	3,000	非上場	1単元の株式数は1 株であります。その 内容の詳細は(注) をご参照ください。
計	13,789,500	13,789,500		

- (注)提出日現在発行数には、2025年11月1日から半期報告書を提出する日までのA種種類株式の転換による増減は 含まれておりません。
- (注) A 種種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - 1.剰余金の配当
 - (1)A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主とあわせて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2023年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2023年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に10.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数(但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。)につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3)非参加条項

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定

める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社 法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割 手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余 金の配当についてはこの限りではない。

(4)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配 当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の 額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に 従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用 されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、 本(4)において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積 額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」とい う。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)ま での間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率10.0%の利率で、1年毎(但し、 1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同 日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算 は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものと し、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従 い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払 順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2 . 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなかったものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)。

3 . 議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1)金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2021年4月1日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める金額(以下「取得金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」という。)ができるものとし、金銭対価取得請求がなされた場合、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求の日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、法令の許容する範囲内において、取得金額を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価取得請求日における分配可能額を超えて金銭対価取得請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式の数は、金銭対価取得請求が行われたA種種類株式の数に応じて按分比例した数とし、また、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、金銭対価取得請求が行われなかったものとみなす。

(2)取得金額

(a)基本取得金額

A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本取得金額」という。)とする。

(基本取得金額算式)

基本取得金額 = A 種種類株式の1株当たりの払込金額×(1+0.1)^{m+n/365}

払込期日(同日を含む。)から金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b)控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価取得請求日までの間に支払われたA種優先配当金(金銭対価取得請求日までの間に支払われたA種累積未払配当金相当額を含み、以下「取得請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、次の算式に従って計算される控除価額を上記(a)に定める基本取得金額から控除した額とする。なお、取得請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、取得請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 取得請求前支払済配当金 \times (1 + 0.1) $^{x+y/365}$

取得請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3)金銭対価取得請求受付場所

東京都中央区日本橋小網町6番1号

(4)金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

- 5. 普通株式を対価とする取得請求権
 - (1)普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2021年10月1日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2)A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、上記4.(2)に従い計算される取得金額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。

なお、本(2)においては、取得金額の計算における「金銭対価取得請求日」を「普通株式対価取得請求 の効力発生日」と読み替えて、取得金額を計算する。

また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3)当初取得価額

365円

(4)取得価額の修正

取得価額は、2021年4月1日以降、毎年3月31日及び9月30日(当該日が取引日でない場合には、翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WMP」という。)の平均値(なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、平均値は当該事由を勘案して合理的に調整される。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。但し、修正後取得価額が183円(但し、下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の金額は下記(5)に準じて調整される。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、WMAPが発表されない日は含まないものとする。

(5)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。 なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て 前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済 普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を 除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額=調整前取得価額×分割前発行済普通株式数÷分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額=調整前取得価額×併合前発行済普通株式数÷併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × (発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数 + (新たに発行する普通株式の数 × 1 株当たり払込金額 ÷ 普通株式 1 株当たりの時価)) ÷ (発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数 + 新たに発行する普通株式の数)

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることがで きる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払 込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 において同じ。)に、株式無償割当て の場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、 本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全て が当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当た り払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価 額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主 割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付 される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定 時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交 付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込 価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、 当該財産の適正な評価額とする。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株 式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行 する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該 基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株 予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額 調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株 予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される 額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予 約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌 日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が 上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される 新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたもの とみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本 によ る取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業 員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用され ないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分 割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四

捨五入する。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6)普通株式対価取得請求受付場所

東京都中央区日本橋小網町6番1号

(7)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(8)普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

- 6. 金銭を対価とする取得条項
 - (1)取得条項の内容

当会社は、2023年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該金銭対価償還日における分配可能額を限度として、法令の許容する範囲内において、下記(2)に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

- (2)償還価額
 - (a)基本償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額計算式)

基本償還価額 = A種種類株式の1株当たりの払込金額×(1 + 0.1)^{m+n/365}

払込期日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b)控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価償還日までの間に支払われたA種優先配当金(金銭対価償還日までの間に支払われたA種累積未払配当金相当額を含み、以下「償還請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される控除価額を上記(a)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(控除価額計算式)

控除価額 = 償還請求前支払済配当金 \times (1 + 0.1) $^{x+y/365}$

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

- 8.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1)当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2)当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (3)当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 9.優先順位
 - (1) A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額

が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

- (2) A 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を 第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3)当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
- 10.種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由 資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年 4 月 1 日 ~ 2025年 9 月30日		普通株式 13,786,500 A種種類株式 3,000		50,000		50,000

(注)株式会社ティーケーピーが2025年11月14日にA種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権を 行使した結果、普通株式発行済株式総数が9,969,852株増加し23,756,352株となり、A種種類株式発行済株式総 数は2,000株減少し、1,000株になりました。

(5) 【大株主の状況】 所有株式数別

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	2,653,000	19.64
株式会社広済堂ホールディングス	東京都港区芝浦1丁目2-3 シーバンス S館13F	1,800,000	13.32
渋谷 守浩	奈良県生駒市	798,800	5.91
ラオックスホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3-1	780,000	5.77
株式会社SHIBUTANIホール ディングス	奈良県生駒市菜畑町2313 - 451	250,000	1.85
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	165,400	1.22
田中 隆美	三重県四日市市	133,100	0.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10 号	110,800	0.82
井上 啓之	大阪府大阪市	104,000	0.77
BNYM SA/NV FOR BN YM FOR BNYM GCM C LIENT ACCTS M IL M FE(常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	イギリス・ロンドン (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	94,699	0.70
計		6,889,799	51.00

- (注) 1.2021年3月に発行したA種種類株式が含まれております。
 - 2. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。

所有議決権数別

2025年9月30日現在

		2023	<u>年9月30日現任</u>
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	26,500	19.62
株式会社広済堂ホールディングス	東京都港区芝浦1丁目2-3 シーバンス S館13F	18,000	13.33
渋谷 守浩	奈良県生駒市	7,988	5.92
ラオックスホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3-1	7,800	5.78
株式会社SHIBUTANIホール ディングス	奈良県生駒市菜畑町2313 - 451	2,500	1.85
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	1,654	1.22
田中 隆美	三重県四日市市	1,331	0.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10 号	1,108	0.82
井上 啓之	大阪府大阪市	1,040	0.77
BNYM SA/NV FOR BN YM FOR BNYM GCM C LIENT ACCTS M IL M FE(常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	イギリス・ロンドン (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	946	0.70
計		68,867	51.00

(6) 【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式 3,000		(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 278,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,503,200	135,032	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 5,300		
発行済株式総数	13,789,500		
総株主の議決権		135,032	

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エスクリ	東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号	278,000		278,000	2.02
計		278,000		278,000	2.02

2 【役員の状況】

該当事項はございません。

第4 【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,571,546	4,268,468
受取手形、売掛金及び契約資産	777,050	342,517
完成工事未収入金	507,719	260,434
販売用不動産	492,032	549,463
商品及び製品	308,475	317,730
原材料及び貯蔵品	59,697	62,196
未成工事支出金	158,711	237,223
リース投資資産	557,575	
その他	648,030	801,003
貸倒引当金	21,795	33,881
流動資産合計	8,059,042	6,805,156
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,968,430	3,839,648
その他	846,954	829,510
有形固定資産合計	4,815,385	4,669,158
無形固定資産	145,268	202,195
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,518,889	3,639,329
繰延税金資産	4,514,921	4,967,243
その他	319,759	279,473
貸倒引当金	43,418	43,112
投資その他の資産合計	8,310,151	8,842,933
固定資産合計	13,270,805	13,714,287
資産合計	21,329,848	20,519,444

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	607,595	605,177
短期借入金	200,000	
1年内返済予定の長期借入金	2,218,488	2,485,628
未払金	696,689	799,907
未払法人税等	127,408	23,331
契約負債	1,033,768	1,452,697
その他	1,735,238	1,016,549
流動負債合計	6,619,187	6,383,290
固定負債		
社債	30,000	
長期借入金	5,581,902	6,048,019
資産除去債務	2,482,215	2,512,464
その他	344,998	239,708
固定負債合計	8,439,115	8,800,192
負債合計	15,058,302	15,183,483
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	4,613,178	4,613,178
利益剰余金	1,798,290	861,993
自己株式	192,543	192,543
株主資本合計	6,268,925	5,332,628
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,620	3,332
その他の包括利益累計額合計	2,620	3,332
純資産合計	6,271,545	5,335,961
負債純資産合計	21,329,848	20,519,444

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	11,457,107	10,414,824
売上原価	4,915,445	4,949,152
売上総利益	6,541,662	5,465,672
販売費及び一般管理費	1 6,957,989	1 6,631,499
営業損失()	416,326	1,165,827
営業外収益		
受取利息	344	3,058
受取保険金	8,447	1,198
助成金収入	640	631
その他	6,043	3,292
営業外収益合計	15,475	8,180
営業外費用		
支払利息	41,954	55,114
支払手数料	12,383	15,681
金融手数料	2,225	2,115
その他	10,324	4,210
営業外費用合計	66,887	77,121
経常損失()	467,738	1,234,768
特別利益		
リース投資資産売却益		43,055
ゴルフ会員権売却益		12,435
特別利益合計		55,490
特別損失		
固定資産売却損	2 14,857	
特別損失合計	14,857	
税金等調整前中間純損失()	482,596	1,179,277
法人税、住民税及び事業税	15,270	23,617
法人税等調整額	173,828	416,598
法人税等合計	158,557	392,981
中間純損失()	324,038	786,296
親会社株主に帰属する中間純損失()	324,038	786,296

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失()	324,038	786,296
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	694	712
為替換算調整勘定	5	
その他の包括利益合計	689	712
中間包括利益	323,349	785,584
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	323,349	785,584

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日
	至 2024年 9 月30日)	至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	482,596	1,179,277
減価償却費	522,917	435,088
固定資産売却損益(は益)	14,857	
のれん償却額	4,910	10,72
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,442	11,78
受取利息及び受取配当金	854	3,56
助成金収入	640	63
受取保険金	8,447	1,19
支払利息	41,954	55,11
支払手数料	12,383	15,68
金融手数料	2,225	2,11
売上債権の増減額(は増加)	841,011	682,10
棚卸資産の増減額(は増加)	8,349	68,00
未成工事支出金等の増減額(は増加)	15,446	78,51
リース投資資産の増減額(は増加)	10,796	
リース投資資産売却損益(は益)		43,05
ゴルフ会員権売却損益(は益)		12,43
仕入債務の増減額(は減少)	326,641	591,01
前受金の増減額(は減少)	24,117	21,21
契約負債の増減額(は減少)	497,976	313,04
未払金の増減額(は減少)	96,507	24,09
未払消費税等の増減額(は減少)	112,658	74,80
その他	105,988	178,08
小計	806,578	659,63
利息及び配当金の受取額	855	3,53
利息の支払額	43,439	54,58
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	28,481	127,65
助成金の受取額	640	63
保険金の受取額	8,447	1,19
営業活動によるキャッシュ・フロー	744,600	836,50
資活動によるキャッシュ・フロー		·
有形固定資産の売却による収入	180,800	
有形固定資産の取得による支出	281,009	117,43
無形固定資産の取得による支出	19,259	15,50
投資不動産の売却による収入	115,000	,
事業譲受による支出		74,11
敷金及び保証金の差入による支出	15,737	124,94
敷金及び保証金の回収による収入	142,885	4,50
リース投資資産の売却による収入	2,300	515,47
ゴルフ会員権の売却による収入		21,59
その他	177,246	13,35
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,566	222,93

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	642,120	200,000
長期借入れによる収入	1,550,000	1,900,000
長期借入金の返済による支出	1,177,824	1,166,743
社債の償還による支出	30,000	30,000
リース債務の返済による支出	32,043	41,137
配当金の支払額	150,000	150,000
その他	2,225	2,115
財務活動によるキャッシュ・フロー	484,213	310,003
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,793	455
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	198,026	303,109
現金及び現金同等物の期首残高	4,960,256	4,375,566
現金及び現金同等物の中間期末残高	5,158,283	4,072,456

【注記事項】

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち75,000千円 (2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されておいます

各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の 金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち1,927,200千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

(中間連結貸借対照表関係)

当社グループは、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額及び コミットメントライン契約等の総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	200,000千円	千円
差引額	800,000千円	1,000,000千円

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
地代家賃 給料手当	2,013,622千円 1,061,730千円	1,941,011千円 1,037,342千円	
広告宣伝費	1,590,559千円	1,494,474千円	

2 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
土地	11,079千円	千円	
投資不動産	1,303千円	千円	
その他	2,475千円	千円	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金	5,354,264千円	4,268,468千円	
預入期間が3か月を超える定期預金	195,980千円	196,011千円	
- 現金及び現金同等物	5,158,283千円	4,072,456千円	

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 5 月14日 取締役会	A 種種類株式	150,000	50,000.00	2024年 3 月31日	2024年7月12日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 9 月25日 取締役会	A 種種類株式	150,000	50,000.00	2024年 9 月30日	2024年10月15日	利益剰余金

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5 月15日 取締役会	A 種種類株式	150,000	50,000.00	2025年3月31日	2025年7月15日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 9 月25日 取締役会	A 種種類株式	150,000	50,000.00	2025年 9 月30日	2025年10月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セグメント		調整額	中間連結 損益計算書
	ブライダル 関連	建築不動産 関連	計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	9,714,291	1,742,816	11,457,107		11,457,107
セグメント間の内部 売上高又は振替高		143	143	143	
計	9,714,291	1,742,959	11,457,251	143	11,457,107
セグメント利益 又は損失()	169,005	76,541	92,463	323,862	416,326

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 323,862千円には、セグメント間の未実現利益の調整額7,628千円、のれん償却額 4,910千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 326,580千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と一致しております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セグメント		調整額	中間連結 損益計算書
	ブライダル 関連	建築不動産 関連	計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	8,286,003	2,128,821	10,414,824		10,414,824
セグメント間の内部 売上高又は振替高		2,794	2,794	2,794	
計	8,286,003	2,131,616	10,417,619	2,794	10,414,824
セグメント利益 又は損失()	802,106	31,347	770,759	395,068	1,165,827

- (注) 1 . セグメント利益又は損失()の調整額 395,068千円には、セグメント間の未実現利益の調整額5,951千円、のれん償却額 10,720千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 390,298千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と一致しております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		(1121113)
	ブライダル関連	 建築不動産関連 	合計
一定の期間にわたり移転される財又はサービス		1,090,120	1,090,120
一時点で移転される財又はサービス	9,662,479	616,914	10,279,393
顧客との契約から生じる収益	9,662,479	1,707,035	11,369,514
その他の収益	51,812	35,780	87,593
外部顧客への売上高	9,714,291	1,742,816	11,457,107

⁽注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	ブライダル関連	 建築不動産関連 	合計
一定の期間にわたり移転される財又はサービス		1,330,736	1,330,736
一時点で移転される財又はサービス	8,186,946	761,883	8,948,830
顧客との契約から生じる収益	8,186,946	2,092,619	10,279,566
その他の収益	99,056	36,201	135,257
外部顧客への売上高	8,286,003	2,128,821	10,414,824

⁽注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純損失()	35円12銭	69円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	324,038	786,296
普通株主に帰属しない金額(千円)	150,410	150,410
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失()(千円)	474,449	936,707
普通株式の期中平均株式数(株)	13,508,435	13,508,435
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(会社の合併)

当社は、2025年11月14日の取締役会において、株式会社ノバレーゼ(以下「ノバレーゼ」といい、当社と合わせて「両社」といいます。)と2026年4月1日(予定)を効力発生日として両社の経営を統合することを決議し、当社を吸収合併消滅会社、ノバレーゼを吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)に係る合併契約を締結いたしました。なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

1.その旨及び目的

両社はプライダル事業を展開しており、業界を取り巻く環境については、顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇等の環境変化により婚礼市場は縮小傾向にあります。また、今後の労働力不足に伴う採用市場の競争激化が予測されます。一方で、婚礼市場には一定のシェアを持つプレイヤーが不在であり、今後淘汰されていく中でシェアを獲得し拡大していく余地はあると考えております。

このような状況下において、上記のような外部環境の変化に伴う婚礼業界の苦境をチャンスと捉え、両社の 親会社である株式会社ティーケーピー(以下「ティーケーピー」といいます。)グループのもと、まずは両社 の統合をスタートに、更なる業界再編・統合に乗り出すため、本合併契約を締結するに至りました。

2. 合併する相手会社の名称

株式会社ノバレーゼ

3 . 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法 : ノバレーゼを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併 合併後の会社の名称 : 本合併に向けて今後決定する予定

4.企業結合に係る割当の内容

合併比率

当社の普通株式1株に対して、ノバレーゼの普通株式0.558株を割当て交付

合併比率の算定方法

本合併比率の公正性・妥当性を期すため、両社がそれぞれ個別に独立した第三者算定機関に合併比率の 算定を依頼することとし、当社は株式会社J-TAPアドバイザリーを、ノバレーゼは株式会社日本M&Aセン ターを選定いたしました。

また、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、両社はそれぞれ独立し

たリーガル・アドバイザーを選任することに加え、特別委員会を組成しております。

リーガル・アドバイザーに当社は森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を、ノバレーゼはアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任しております。

両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、リーガル・アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り本合併契約を締結いたしました。

5 . 相手会社の概要

主な事業内容 : ブライダル事業

レストラン特化型事業

直近期(2024年12月期)

売上高 19,299百万円 当期純利益 663百万円 総資産 34,732百万円 負債 25,885百万円 純資産 8,846百万円 従業員数 1,130人

国際財務報告基準(IFRS)に準拠して連結財務諸表を作成しております。

6.合併の時期

契約締結日取締役会決議日(両社) 2025年11月14日

合併契約締結日(両社) 2025年11月14日

株主総会基準日(ノバレーゼ) 2025年12月31日(予定)

株主総会基準日及びA種種類株主株主総会公告日(エスクリ) 2026年1月17日(予定)

株主総会基準日及びA種種類株主株主総会基準日(エスクリ) 2026年1月31日(予定)

株主総会基準日及びA種種類株主株主総会決議日(エスクリ) 2026年3月17日(予定)

定時株主総会決議日(ノバレーゼ) 2026年3月下旬(予定)

最終売買日(エスクリ) 2026年3月27日(予定)

上場廃止日(エスクリ) 2026年3月30日(予定)

本合併の効力発生日 2026年4月1日(予定)

(A種種類株式に係る投資契約書の一部変更、A種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権の一部行使、A種種類株式の消却)

当社は、三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「SMFL」といいます。)を引受人とする当社の A種種類株式3,000株(以下「本A種種類株式」という。)の発行に関し、同日付でSMFLとの間で投資契約 書(以下「本投資契約」といいます。)を締結し、2021年3月31日付で本A種種類株式の発行が完了しております。また、当社は、2025年1月14日日付で、本A種種類株式並びに本投資契約の契約上の地位及び権利義務をSMFLから株式会社ティーケーピー(以下「ティーケーピー」といいます。)に対して譲渡することを承認する取締役会決議を行い、同日付でかかる譲渡が実行されております。

2025年11月14付で、当社とティーケーピーとの間で、本投資契約を一部変更する変更覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結いたしました。

1.変更の目的

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化に備え、自己資本の増強を図るべく、2021年3月にSMFLを引受人として1株あたり100万円のA種種類株式を3,000株(総額30億円)発行いたしました。その後、当社は、ティーケーピーとの業務提携を更に進化させることに加え、今後の当社の中長期的な経営基盤を安定させることを企図して、2025年1月14日付で、本A種種類株式並びに本投資契約の契約上の地位及び権利義務をSMFLからティーケーピーに対して譲渡することを承認する取締役会決議を行い、同日付でかかる譲渡が実行されました。

このように、当社とティーケーピーの資本関係が強化される中、当社は、2024年12月にティーケーピーが株式会社ノバレーゼ(以下「ノバレーゼ」といいます。)を連結子会社化したことを受け、ティーケーピーを通じて、当社と同業であるノバレーゼとの協業の可能性を模索しておりました。そして、当社は、ノバレーゼとの間で協議を行った結果、2025年8月よりノバレーゼの完全子会社である株式会社タイムレスと提携を行い、引き出物仕入れの強化を図る取り組みを実現するに至りました。

当社は、2025年9月9日に、ティーケーピーより、当社とノバレーゼとのさらなる連携を図るべく、A種種類株式を普通株式に転換すること(以下、「本転換」といいます。)により当社を連結子会社化した上で、本合併を実行したい(以下、本転換を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。)旨の申し出を受けました。

かかる申し出を受け、当社は、2025年9月17日開催の取締役会において、本取引を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本取引の検討を開始いたしました。

今般、当社は、本取引についての本特別委員会の答申を受け、かかる答申の内容を踏まえて、2025年11月14日開催の取締役会にて決議を行い、本投資契約について、普通株式を対価とする取得請求権(以下「本取得請求権」といいます。)の行使可能日を2028年9月30日から2025年11月14日へ、金銭を対価とする取得請求権(以下「本金銭対価取得請求権」といいます。)の行使可能日を2028年3月31日から2026年3月31日へ変更する旨の本覚書をティーケーピーとの間で締結いたしました。

2.契約の相手会社の名称 株式会社ティーケーピー

3.契約の変更の時期 2025年11月14日

4.変更の内容

本A種種類株式には本取得請求権及び本金銭対価取得請求権が付されており、ティーケーピーは当社に対して、普通株式を対価として本A種種類株式の全部又は一部を取得すること及び金銭を対価として本A種種類株式の全部又は一部を請求する権利を有していましたが、本投資契約上、本取得請求権の行使可能日は2028年9月30日、本金銭対価取得請求権の行使可能日は2028年3月31日とされていました。

今般、当社は、本取得請求権及び本金銭対価取得請求権の行使を可能とすることを目的として、ティーケーピーとの間で、本取得請求権の行使可能日を、2028年9月30日から2025年11月14日へ、本金銭対価取得請求権の行使可能日を2028年3月31日から2026年3月31日へ変更することに合意し、本覚書を締結いたしました。

5. 営業活動等へ及ぼす重要な影響

業績への直接的な影響はございません。

6. その他重要な事項があればその内容

本覚書に基づき、当社は、ティーケーピーから、本取得請求権の行使を受け、本A種種類株式の一部について、2025年11月14日付で当社の普通株式への転換を完了いたしました。さらに、2025年11月14日、当社は、本転換により取得いたしました本A種種類株式につき、会社法第178条の規定に基づいて2025年11月14日付で消却することを取締役会において決議いたしました。

また、本転換の結果、2025年11月14日付で、ティーケーピーが当社の親会社に該当し、株式会社広済堂ホールディングスが当社の主要株主に該当しないこととなりました。

2 【その他】

(1) 期末配当

第22期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)期末配当について、2025年5月15日開催の取締役会において、2025年3月31日を基準日とする優先株式に係る剰余金の配当(期末配当)を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 150,000千円

1株当たりの金額 50,000.00円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2025年7月15日

EDINET提出書類 株式会社エスクリ(E24017) 半期報告書

(2) 中間配当

第23期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)中間配当について、2025年9月25日開催の取締役会において、2025年9月30日を基準日とする優先株式に係る剰余金の配当(中間配当)を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 150,000千円

1株当たりの金額 50,000.00円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2025年10月15日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社エスクリ 取締役会御中

> 有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか 結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監 査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監 査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。